

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 13 日現在

機関番号：15201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26370790

研究課題名(和文) 近世後期における宗教紛争の地域的展開に関する研究

研究課題名(英文) Study on regional development of religious conflict in the late Edo period

研究代表者

小林 准士 (KOBAYASHI, Junji)

島根大学・法文学部・教授

研究者番号：80294354

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：日本近世の後半には、書物が地方へ普及することによって、僧侶による説教とそれを聴聞する信者の宗教的活動が活発となった。これにより、信者の獲得をめぐる宗教者どうしが競合するとともに、宗教者と俗人の身分を分ける原則に基づいた関係も動揺することになった。

また、浄土真宗の僧侶たちは、家の存続を願う民衆に対し、世俗倫理の実践と信仰の両立を促すようになるが、人々の救済願望に応えることと、世俗的秩序への順応の両方をめざす教化は矛盾を抱えざるをえなかった。そして、このことは僧侶間に対立をもたらしていた。

研究成果の概要(英文)：In the latter half of Japan's modern era, as books spread to rural areas, preaching by monks and religious activities of believers who hear it became active. As a result, religious people competed with each other over the acquisition of followers, and the relationship based on the principle of separating the status of religious people and civilians was also upset. In addition, the priests of the Jodo Shinshu will urge believers to comprehend the practice of secular ethics and faith, but the edification that addresses both relief desires of people and adaptation to secular order has contradictions It was. And this caused conflict among priests.

研究分野：日本近世史

キーワード：宗教論争 浄土真宗 日蓮宗 神道

### 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、本研究開始以前に、中国地方西部における浄土真宗の宗風をめぐる争論(紛争)を対象にして、近世後期における民衆の宗教活動の活発化とこれに伴う宗教者間の競合という事象を明らかにしてきた。

しかし、中国地方西部以外の事例に調査が及ばず、地域間の比較検討ができていなかったこと、また、なぜ18世紀半ば以降に、浄土真宗の宗風をめぐる争論が頻発したのか、明らかに出来ていなかった。

このため、本研究では九州等、他地域の事例についても調査し、紛争多発の歴史的背景に迫ることにした。

### 2. 研究の目的

日本近世の宗教的秩序は、檀家の葬祭を司った菩提寺(仏教)と、共同体における祭祀の場であった神社が相補的關係にあったことにより、家・村を単位とした現当二世(現世・来世)にわたる信仰の構造的・一体的に基づき成り立っており、したがって仏教・神道・儒教の諸「教」や仏教の各宗派は分立しつつも、機能を分担しながら共存していたと、概ね考えられる。

しかし、近世後期には仏教僧侶と神職との争論の多発、排仏論も展開し、幕末維新期には神仏分離政策が採られるに至る。したがって、諸「教」・諸宗派間の対立的側面や紛争が生じる原因に注意を払い、宗教的秩序の変容の歴史的背景を探ることを、本研究の目的とした。

### 3. 研究の方法

近世後期に多発する宗教紛争の事例として、特に浄土真宗の宗風をめぐる争論や、同宗における異安心事件(異端的教義、信仰をめぐる事件や紛争)を取り上げ、その歴史的背景として、地方寺院への書物の普及、本山の学林(僧侶の養成機関で教学の統制も行う)などで学んだ僧侶らの教学理解の深化、とを前提とした地域における学派の形成、紛争事例に関する写本の流布を通じた情報の地域的伝播などを、想定した。

これらの仮説を検証するために、寺院に所蔵される書物群の形成過程と傾向の分析、僧侶や神職等の修学状況の把握、争論史料や論争書に載る典拠と地域における書籍の所蔵状況との関連分析、九州地方における紛争事例の史料調査と事例分析、及び紛争事例の情報伝播の把握、などの作業を行うこととした。

具体的には、島根県飯南町の寺院史料の調査等を予定していたが、これ以外にも同県大田市の寺院史料調査や、岡山藩の藩政史料に見られる日蓮宗をめぐる紛争事例の調査、九州地方の争論事例の調査等を行った。

### 4. 研究成果

(1) 近世における浄土真宗の神祇不帰依の

教義に関わる論説を検討するために、筆者が新たに発見した史料である、石見国市木村浄泉寺の仰誓の著作である『独言愚答』(安永8年[1779]成立)などを分析した。

その結果、仰誓ら真宗僧侶は、阿弥陀如来一仏への帰依を前提に、心中における現世利己的な祈禱一切を否定していたこと、しかし一方で、内心と外相(行為)の使い分けを認めつつ、家内での使い分けを否定し内心と外相の一致を推奨し、家の外、たとえば神社参拝については許容し、心中での祈禱のみを否定していたことなどが明らかになった。

また、近世後期には、現世利己的な祈禱を否定し、現世の無常観を随伴する神祇不帰依の考えと、世俗倫理の実践との関係が問題になり、両者が矛盾しないことを教団外に示す試みがなされたことや、真宗門徒に対しても、信仰と世俗倫理の実践の両立を促すための様々な言説が展開されたこと、さらに信者個人だけでなく、家族の救済を求める門徒に対応するために、家単位で信仰保持を要請していたことなどを、明らかにした。

さらに、教団外に神祇不帰依の宗風の妥当性を主張するために、真宗僧侶たちが、独自の神道論を展開し、神道=王道として祭祀や祓などの宗教的儀式的意義を極小化する傾向を有していたことを明らかにした。

このように、真宗僧侶たちは、心の内外、家の内外、教団の内外という、内と外を使い分ける論理を重層的に展開していたのであるが、これは、真宗門徒が家の存続を志向したことに対する、教団僧侶側の対応であり、世俗倫理との両立を図りながら信仰を促すための方法であったと見ることができる。

(2) 近世後期における宗教的秩序の変容について検討するために、仏教界における僧俗の身分的分離原則に特に注目しつつ、宗派間の紛争解決の諸原則とその運用について明らかにした。

まず、宗教的秩序の内容であるが、a 俗世間における政治権力(幕藩領主=俗権)の優位、b 諸宗派(本山)の分立、c 僧俗(宗教者身分と俗人)の身分的分離という3点を基本としていたと考えられるが、紛争解決の原則としては、この3点を踏まえ、(甲)諸宗派内における本山の教学統制権の承認、(乙)教義をめぐる宗派間対立の論争を通じた解決、(丙)諸宗派間における他宗の誹謗、自讃毀他の禁止、(丁)俗人の「帰依(心)次第」の4点が意識されていたことを明らかにした。その上で、これらの諸原則の運用については、紛争当事者間で理解の齟齬が生ずる場合が見られた。例えば、宝暦年間に岡山藩領で起こった、日蓮宗宗徒の神社参拝や勧化の拒否を同宗僧侶が促したことに端を発した、日蓮宗僧侶と神職による争論では、日蓮宗側は、俗人にも(甲)の原則に基づく教学

統制権が及ぶという理解であったが、岡山藩の役人側はそうした理解を否定し、むしろ（丁）の俗人の意向次第とする立場をとっていたことを明らかにした。

しかし、浄土真宗教団における講という信仰組織の運営が、僧侶と門徒（俗人）の共同でなされ、門徒にも僧侶の説法が異端的かどうか判断するよう本山が求めていたように、教団運営の実際においては、僧俗の身分的分離原則と異なる実態が存在していた。

近世後期における宗教的秩序の変容は、この原則と実態との齟齬が拡大していく過程であることを展望として示した。

（3）18世紀以降、浄土真宗教団において異安心事件が頻発する歴史的背景を探るために、明和年間に越後で起こった了専寺寂賢と久唱寺道懐の論争と、同時期の讃岐国における了空と教乗の論争とを取り上げて検討した。ともに、阿弥陀如来に身・口・意の三業（さんごう）を揃えてタノムことの是非をめぐる論争であったが、背景にはともに門徒たちが地域内の僧侶の説教を聴聞する機会が頻繁となり、講などの場で教義理解を深めていたこと、これにともなう僧侶間の競合があったことを明らかにした。

また、特定地域での論争があちこちに飛び火して広がっていく背景に、書物の普及があることを指摘し、本願寺の東西両派間で写本や版本が読まれることにより、影響を及ぼし合うとともに、宗派や学派間の対立が深まっていき、西本願寺教団における三業惑乱という大きな騒乱に繋がることを明らかにした。（なお、この部分は平凡社の『本の文化史』シリーズ掲載予定の「異安心事件と仏書出版」という論考として脱稿しているが、同書は未刊行である）

（4）寛政3年（1791）に石見国浜田藩が出した、鎮守・藪神の祭り、神札を張ること、在家法談の停止を真宗門徒に命ずる触書の撤回を求めた真宗僧侶たちの訴願運動について検討した。

その結果、触書が出された背景として、真宗の学僧である仰誓らによる宗風徹底の指導があることを明らかにした。また、訴願運動の特徴としては、寺院の組単位での結合や、本山と浜田城下の触頭寺院である光西寺とのやりとりだけでなく、本山との強い繋がりや石見国内における師弟関係に基づく情報網を有する学僧仰誓の役割が非常に大きかったことを明らかにした。

近世後期における教団の動向としては、寺院間の本末関係だけでなく、触頭・寺院組合の関係や、学派・師弟関係が大きな比重を占めており、このことは三業惑乱に見られる寺院僧侶間の対立や競合とも無関係ではないことを示唆した。

（5）出雲国飯石郡八神村の明眼寺の蔵書と

その目録をデータベース化し、同寺における蔵書の形成過程について検討した。

その結果、同寺の蔵書は歴代の住職により幾段階にわたって形成されているが、18世紀前半までの蔵書は、聖教や浄土教の基本教典、他宗派の書籍、それから漢籍が多いこと、一方、18世紀後半以降、浄土真宗関係の書籍の比率が高くなり、一部聖教もあるが、恵空、法霖、僧僕、道粹、功存、仰誓など、真宗の学僧の編著が多くなっていくことを明らかにした。

こうした傾向は、近世後期になってから、真宗僧侶による宗学に関する著述が増加し、それら地方寺院にも受容され、影響を及ぼしていたことを窺わせるものである。同時期における宗学をめぐる論争や、宗風の徹底と関係する動きであると考えられる。

（6）江戸幕府が発した諸宗寺院法度の第4条にある「檀越之輩雖為何寺、可任其心、從僧侶方不可相争事」という、檀那寺を選ぶにあたって檀徒の意向を重視する方針が、どのように運用されたのかを、問答集という、諸藩の役人が江戸の寺社奉行や評定所に問い合わせた際の回答集をもとに検討した。

その結果、離檀は檀那寺・檀徒双方の了解があれば可能とされたこと、但し、原則として家の当主と跡継ぎについては離檀を認めず、認める場合は一代限りとされたこと、一方で当主と跡継ぎ以外の家族の離檀は勝手次第とされていたことなどを明らかにした。

つまり、幕府として家としての離檀は基本的に認めない一方、個人に即しては認め、その場合、当主と跡継ぎとそれ以外の家族を分けて対応していたことが明らかになった。

一部研究者の見解にあるような、諸宗寺院法度の第4条は死文化していたとする理解はなりたないこと、またこの条文は、寺法（宗法）が俗人には及ばないこととも関わっていることを指摘した。

（7）以上の研究を進めるために、地域の寺院にのこる古文書の整理を進めた。飯南町八神の明眼寺文書の整理については大半終了したが、一部の目録作成がまだ残されている状況である。また、新たに大田市瑞泉寺の文書整理も開始したが、目録作成はまだ途中である。瑞泉寺は西本願寺教団における三業惑乱という異安心事件の収拾に大きな役割を果たした自謙という学僧が住職をつとめた寺院であり、彼の関係史料も多く残されている。今後の整理と活用が引き続き課題となっている。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

小林 准士、江戸幕府による離檀許可方針に関する再検討 - 寛文五年「諸宗寺院法度」第四条解釈のゆくえ - 、日本の人口転換開始の地域分析、査読無、2017 年、161-172

<http://ir.lib.shimane-u.ac.jp/ja/38673>

小林 准士、宗旨をめぐる政教関係と僧俗の身分的分離原則、日本史研究、査読無、542号、2016、06-114

小林 准士、近世真宗における神祇不帰依と「神道」論の特質、社会文化論集、査読無、11巻、2015、43-64

<http://ci.nii.ac.jp/naid/110009889208>

〔学会発表〕(計 3 件)

小林 准士、宗旨をめぐる政教関係と僧俗の身分的分離原則、日本史研究会、2015年10月11日、京都大学

小林 准士、近世真宗寺院における蔵書形成過程 - 出雲国飯石郡八神村明眼寺の場合 - 、書物・出版と社会変容研究会、2014年11月29日、島根県民会館

小林 准士、近世後期における真宗僧侶の訴願運動、「日本宗教史像の再構築」研究会、2014年11月15日、京都大学

〔図書〕(計 2 件)

小林 准士他、『松江市史史料編 8 近世』、松江市、2016、822

小林 准士他、『松江市史史料編 7 近世』、松江市、2015、810

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小林 准士 (KOBAYASHI, Junji)

島根大学・法文学部・教授

研究者番号：80294354

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

( )